

熊本県公報

第11282号
平成17年7月4日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則……………(経営技術課) 1
- 告 示
指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 3
- 告 示
指定居宅サービス事業所の指定……………(") 3
- 公 告
一般廃棄物最終処分場整備事業に関する事後調査報告書……………(環境政策課) 3
- 登 載 依 頼
確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則……………(交通指導課) 4

規 則

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年7月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立規則第59号

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則
熊本県立農業大学校規則(昭和58年熊本県規則第1号)の一部を次のように改正する。
本則中「農学科」を「農産園芸学科」に、「園芸学科」を「野菜学科」に改める。
第5条第1項の表入学定員の欄中「25人」を「30人」に、「45人」を「30人」に、「30人」を「20人」に改め、同条第4項中「阿蘇郡阿蘇町」を「阿蘇市」に改める。
第10条第1項中「次の各号のいずれにも該当し、かつ」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項の規定に該当する者であつて」に、「農業経営」を「農業」に改め、同項各号を削る。
第11条各号列記以外の部分中「希望する者は」の次に「、校長が指定する期日までに」を加え、「次に掲げる」を「大学校所定の」に改め、同条各号を削る。
第12条を次のように改める。
(入学の許可)
第12条 校長は、農学部への入学を希望する者について入学試験により選考のうえ、入学の適否を決定する。
2 入学試験に関し必要な事項は、校長が定める。
3 校長は、第1項の規定により農学部の入学に適していると決定された者のうち、校長が指定する期日までに所定の入学手続を完了したものに対して、入学を許可する。
第17条(見出しを含む。)中「寄宿舍」を「学生寮」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。
ただし、校長が特別の事由があると認める学生については、この限りでない。
第19条第1項第3号中「農学部」を「大学校」に改める。
第25条中「研修部」を「大学校」に改める。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第11条関係)

入 学 願 書

平成 年 月 日

熊本県立農業大学校長 様

写真

縦4cm×横3cm

- ・3ヶ月以内に
撮影したもの
- ・脱帽上半身
正面向

〒 ー

住 所

電話 () ー

ふりがな

氏 名

印

性 別 男・女 (どちらかを○で囲む)

生年月日 年 月 日生

私は、熊本県立農業大学校に入学したいので、関係書類を添えて下記により願書を提出します。

記

専攻コース

(希望する専攻コースに「○」印を一つ付けて下さい。)

学 科	専攻コース	希 望
農産園芸学科	農特産コース	
	花 きコース	
	果 樹コース	
野 菜 学 科	野 菜コース	
畜 産 学 科	酪 農コース	
	肉用牛コース	

履 歴 事 項

1 学歴 (高等学校又は高等学校相当以上の学校について記入してください。)		
学校名	卒業、中退又は卒業見込みの別	
	昭和・平成	年 月 日 卒業・中退・卒業見込み
	昭和・平成	年 月 日 卒業・中退・卒業見込み
2 職歴		
3 免許等		
備考		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、本則中「農学科」を「農産園芸学科」に、「園芸学科」を「野菜学科」に改める改正規定、第5条第1項の表入学定員の欄の改正規定及び第17条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の熊本県立農業大学規則（以下「旧規則」という。）第5条第1項に規定する農学科及び園芸学科は、改正後の熊本県立農業大学規則第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの間、存続するものとする。
- 3 旧規則第14条の規定は、改正後の熊本県立農業大学規則第14条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの間は、なお効力を有する。
- 4 旧規則第14条の規定により農学科又は園芸学科を卒業した者は、改正後の熊本県立農業大学規則第10条第2項の規定にかかわらず、研究科に入学することができるものとする。

告 示

熊本県告示第 866 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年7月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ゆかりの里 熊本市新南部三丁目7番133号	有限会社リビング・ウイル・サポート	平成17年6月23日

熊本県告示第 867 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年7月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ゆかりの里 熊本市新南部三丁目7番133号	有限会社リビング・ウイル・サポート	平成17年6月23日

公 告

熊本県公告第 522 号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第34条第1項の規定に基づき作成された一般廃棄物最終処分場整備事業に関する事後調査報告書の送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 八代郡生活環境事務組合 理事会代表理事 平 岡 啓 輔
 - (2) 住所 熊本県八代郡宮原町大字宮原村 679-4
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 八代郡生活環境事務組合 一般廃棄物最終処分場整備事業
 - (2) 種類 一般廃棄物最終処分場
 - (3) 規模

事業実施区域面積	13,500 平方メートル
埋立面積	5,499 平方メートル
埋立容量	19,033 立法メートル
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県八代郡宮原町大字柁字桑原地内
- 4 関係地域の範囲
熊本県八代郡宮原町大字柁、早尾、中島地区及び八代市大字岡町小路地区
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所 熊本県環境生活部環境政策課、熊本県八代保健所、八代郡生活環境事務組合総務課、八代市環境課、宮原町保健衛生課
 - (2) 期間 平成17年7月4日から平成17年8月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-383-1111

登載依頼**熊本県公安委員会規則第9号**

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則を次のように定める。

平成17年7月4日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則

(趣旨)

- 第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)に基づく確認事務の委託の手續及び駐車監視員資格者証に関する事項の施行については、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)及び確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
- (登録の申請等)
- 第2条 委託規則第2条第3項(委託規則第2条第3項において準用する場合を含む。)の登録申請書の様式は、登録及び登録更新申請書(別記様式第1号)のとおりとする。
- 2 委託規則第2条第2項の書類のうち次の各号の書類の様式は、当該各号に掲げるとおりとする。
- (1) 委託規則第2条第2項第2号の名簿にあっては、役員名簿(別記様式第2号)
- (2) 委託規則第2条第2項第3号ハ及びニの診断書にあっては、診断書(別記様式第3号)
- (3) 委託規則第2条第2項第4号の書面にあっては、誓約書(別記様式第4号)
- (4) 委託規則第2条第2項第5号の規定による法第51条の8第4項第1号に係る書類にあっては、誓約書(別記様式第5号)
- 3 熊本県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、法第51条の8第4項(法第51条の8第7項において準用する場合を含む。)の規定により、登録したときは登録及び登録更新通知書(別記様式第6号)を、適合しないと認めるときは登録及び登録更新申請に関する通知書(別記様式第7号)をその法人に交付するものとする。
- 4 法第51条の8第5項(法第51条の8第7項において準用する場合を含む。)の登録簿の様式は、別記様式第8号のとおりとする。
- (登録事項の変更)
- 第3条 法第51条の8第4項の規定により登録された法人は、前条第1項の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、登録事項変更届出書(別記様式第9号)により公安委員会に届け出なければならない。
- 2 前項の届出書には、委託規則第2条第2項第1号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (適合命令)
- 第4条 法第51条の9に規定する命令は、適合命令書(別記様式第10号)を交付して行うものとする。
- (登録の取消し)
- 第5条 法第51条の10に規定する登録の取消しは、登録取消処分通知書(別記様式第11号)を交付して行うものとする。
- (報告要求)
- 第6条 法第51条の11第1項に規定する報告の要求は、登録法人業務・経理状況報告要求書(別記様式第12号)を交付して行うものとする。
- (立入検査)
- 第7条 法第51条の11第2項の証票の様式は、身分証明書(別記様式第13号)のとおりとする。
- 2 立入検査の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 関係者の要求の有無にかかわらず前項の身分証明書を提示して行うこと。
- (2) 登録を受けた法人の代表者又はこれに代わるべき者の立会いのもとに行うこと。
- (3) 関係者の正当な業務を妨害することのないよう必要な限度で行うこと。
- (受講の申込み)
- 第8条 委託規則第7条第1項の受講申込書の様式は、駐車監視員資格者講習受講申込書(別記様式第14号)のとおりとする。
- 2 公安委員会は、前項の申込書を受理したときは、駐車監視員資格者講習受講票(別記様式第15号)を交付するものとする。
- (講習修了証明書の再交付申請)
- 第9条 委託規則第9条第2項の再交付申請書の様式は、駐車監視員資格者講習修了証明

書再交付申請書（別記様式第16号）のとおりとする。

（委託規則第10条第1項の規定による公安委員会の審査）

第10条 委託規則第10条第1項に規定する審査は、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の考査を実施することにより行うものとする。

（認定の申請等）

第11条 委託規則第10条第2項の認定申請書の様式は、別記様式第17号のとおりとする。

2 前項の申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真をはり付けなければならない。

3 公安委員会は、第1項の申請書を受理したときは、駐車監視員資格者認定考査受検票（別記様式第18号）を交付するものとする。

4 公安委員会は、法第51条の13第1項第1号口の規定により認定しなかったときは、認定申請に関する通知書（別記様式第19号）をその者に交付するものとする。

（認定書の再交付申請）

第12条 委託規則第10条第5項において準用する再交付申請書の様式は、認定書再交付申請書（別記様式第20号）のとおりとする。

（資格者証の交付の申請等）

第13条 委託規則第11条第1項の交付申請書の様式は、駐車監視員資格者証交付申請書（別記様式第21号）のとおりとし、委託規則第11条第2項第3号の書面の様式は、誓約書（別記様式第22号）のとおりとする。

2 公安委員会は、法第51条の13第1項の規定により駐車監視員資格者証を交付したときは、駐車監視員資格者証交付者名簿（別記様式第23号）に必要な事項を記載するものとする。

3 公安委員会は、法第51条の13第1項各号のいずれかに該当しないと認めたときは、駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書（別記様式第24号）をその者に交付するものとする。

（資格者証の書換え交付及び再交付の申請）

第14条 委託規則第13条第1項の書換え交付申請書の様式は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（別記様式第25号）のとおりとする。

2 委託規則第13条第2項の再交付申請書の様式は、駐車監視員資格者証再交付申請書（別記様式第26号）のとおりとする。

（資格者証の返納命令）

第15条 委託規則第14条第1項の返納命令書の様式は、駐車監視員資格者証返納命令書（別記様式第27号）のとおりとする。

附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 登録年月日	年 月 日
※ 登録番号	

登 録
申 請 書
登録更新

第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録
 道路交通法第51条の8 の
 第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新
 申請をします。

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)
 (名 称)
 (代表者の氏名)

㊟

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話 () -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

※ 添 付 書 類	【法人関係】	【各役員関係】
	<input type="checkbox"/> 定款、寄附行為等	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2人以上)		
<input type="checkbox"/> 事務所に係る書類		

備考 ※印欄には記載しないこと。

別記様式第2号 (第2条関係)

(ふりがな) 法人名称		役 員 名 簿				主たる 事務所の 所在地	住 所
		職 名	氏 名	生 年 月 日	日 生		
1				年 月 日			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

役 員

備考 1 番号1の欄には代表者について記載すること。
2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別記様式第3号（第2条関係）

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤
の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに
当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に
行うことができない者に該当しないことが明らか
である旨

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師



別記様式第4号（第2条関係）

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 一 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - ヘ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

㊟

別記様式第5号（第2条関係）

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

印

別記様式第6号（第2条関係）

熊公委指令第 号

登 録
通知書
登録更新

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 殿

第1項に規定する登録
道路交通法第51条の8
第6項に規定する登録の更新
を行い、次のとおり登録簿に
登録したので通知します。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限	年 月 日）
登 録 番 号	第	号

備考 登録の更新は、有効期限の3か月前から40日前までの間に申請してください。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

別記様式第7号（第2条関係）

熊公委指令第 号

登 録
申請に関する通知書
登録更新

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録
第6項に規定する登録の更新

の申請については、次の理由により登録更新しないこととしたので通知します。

理 由

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先
〒862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話（096）381-0110

別記様式第8号（第2条関係）

登 録 簿

（ ）

登録番号	法人名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	登録(更新)年月日	備考
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

備考 備考欄には、登録の取消し、登録事項変更等の内容を記載すること。

別記様式第9号（第3条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	

登録事項変更届出書

確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則第3条第1項の規定により登録事項の変更を届け出ます。

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

㊟

変更事項 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地	
変更内容	新	
	旧	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款、寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	
備 考	登録番号 : 第 号	
	登録年月日 : 年 月 日	

別記様式第10号（第4条関係）

熊公委達第 号

適 合 命 令 書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 殿

道路交通法第51条の9の規定により、次の措置をとることを命ずる。

1 命令事項

2 措置期限

年 月 日

（教示事項）

- 1 この処分について不服があるときは、この命令書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先
〒862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話（096）381-0110

別記様式第11号（第5条関係）

熊公委達第 号

登録取消処分通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を
取り消したので通知する。

理 由

(教示事項)

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部交通指導課
電話（096）381-0110

備考 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。

別記様式第12号（第6条関係）

熊公委達第 号

登録法人業務・経理状況報告要求書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 殿

道路交通法第51条の11第1項の規定により、次のとおり報告を求める。

1 報告事項

2 報告期限

年 月 日

3 報告先

熊本県警察本部交通指導課

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

別記様式第13号 (第7条関係)

(表)

熊公委第 号

身分証明書

写 真

所 属

官 職

氏 名

上記の者は、道路交通法第51条の11第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

5.40

4.79

8.56

7.96

(裏)

道路交通法 (抜粋)

(報告及び検査)

第51条の11 公安委員会は、第51条の8から前条までの規定の施行に必要な限度において、登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ、又は警察職員に、登録を受けた法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第 1 4 号 (第 8 条関係)

(表)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

㊞

申 込 者	本 籍				
	住 所	〒 - 都道府県			
		電 話 () - (自宅・携帯)			
	(ふりがな)		性 別	男・女	写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
勤務先その 他の連絡先	電 話 () -				
受講を希望 する年月日	年 月 日				

実 施	※受講年月日	年 月 日	※ 修了考査の結果	合 ・ 否
	修了考査	年 月 日		
	※受講場所			
	※受講番号			

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをはり付けること。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

別記様式第15号 (第8条関係)

※ 受講番号

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな

氏 名

(男・女)

生年月日

年

月

日生

項 目	日 時	検 印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 講習日①	年 月 日 時 分 開始	
※ 講習日②	年 月 日 時 分 開始	
※ 考查日③	年 月 日 時 分 開始	
備 考		

別記様式第16号（第9条関係）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

㊦

申 請 者	本 籍	〒 ー 都道府県		
	住 所	電 話 () ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏 名	性 別	男 ・ 女	
	生 年 月 日	年 月 日生		
	勤務先その 他の連絡先	電 話 () ー		
証 明 書	番 号	第 号		
	交 付 年 月 日	年 月 日		
再 交 付 を 申 請 す る 事 由				

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別記様式第17号（第11条関係）

（表）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 認定年月日	年 月 日
※ 認定書番号	

認 定 申 請 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

㊦

申 請 者	本 籍				都道府県
	住 所	〒 ー			
		電 話 () ー			(自宅・携帯)
	(ふりがな)		性 別	男・女	写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)
	氏 名				
生 年 月 日	年 月 日生				
勤 務 先 其 他 の 連 絡 先	電 話 () ー				

実 施	※認定審査日	年 月 日	※ 認定審査の結果	合 ・ 否
	※受検場所			
	※受検番号			

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをはり付けること。
- 3 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(裏)

注 意 事 項

認定書の交付を受けても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

別記様式第18号（第11条関係）

※ 受検番号

駐車監視員資格者認定考査受検票

ふりがな

氏 名

(男・女)

生年月日

年

月

日生

項 目	日 時	検 印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 認定考査	年 月 日 時 分 開始	
備 考		

別記様式第19号（第11条関係）

熊公委指令第 号

認定申請に関する通知書

(申請者の住所)

(申請者の氏名)

殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項第1号ロに規定する認定

の申請については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

理 由

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒862-8610熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部交通指導課

電話 (096) 381-0110

別記様式第20号（第12条関係）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

認 定 書 再 交 付 申 請 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊟

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 () ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏 名	-----		性 別 男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日生		
認 定 書	勤 務 先 其 他 の 連 絡 先	電 話 () ー		
	番 号	第 号		
	交 付 年 月 日	年 月 日		
再 交 付 を 申 請 す る 事 由				

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別記様式第21号 (第13条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 資 格 者 証 交 付 年 月 日	年 月 日
※ 資 格 者 証 番 号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊦

申 請 者	本 籍					都道府県
	住 所	〒 —				
		電 話 () —				(自宅・携帯)
	(ふりがな) 氏 名	-----			性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日生				写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)
勤 務 先 其 他 の 連 絡 先	電 話 () —					
証 明 書 ・ 認 定 書	番 号	第 号				
	交 付 年 月 日	年 月 日				

※ 添付書類	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2枚 (うち1枚は、はり付ける。)
--------	---

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする (裏面に氏名と撮影年月日を記載)。

別記様式第22号（第13条関係）

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

(申請者の住所)

(申請者の氏名)

㊟

別記様式第23号（第13条関係）

駐車監視員資格者証交付者名簿

交 付 内 容			特記事項
資格者証番号	本 籍	.	
	住 所	〒 — 都道府県	
交付年月日	ふりがな		
年 月 日	氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日生		
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍	.	
	住 所	〒 — 都道府県	
交付年月日	ふりがな		
年 月 日	氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日生		
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍	.	
	住 所	〒 — 都道府県	
交付年月日	ふりがな		
年 月 日	氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日生		
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍	.	
	住 所	〒 — 都道府県	
交付年月日	ふりがな		
年 月 日	氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日生		
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍	.	
	住 所	〒 — 都道府県	
交付年月日	ふりがな		
年 月 日	氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日生		
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	

備考 特記事項には再交付歴、返納命令歴等を記載すること。

別記様式第24号（第13条関係）

熊公委指令第 号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

（申請者の住所）

（申請者の氏名） 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

（教示事項）

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先
〒862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話（096）381-0110

別記様式第25号（第14条関係）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 資格者証書換え交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

㊦

申 請 者	本 籍	〒 ー 都道府県			
	住 所	電 話 () ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女	写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)
	生 年 月 日	年 月 日生			
	勤 務 先 其 他 の 連 絡 先	電 話 () ー			
資 格 者 証	番 号	第 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日			
書 換 え 交 付 を 申 請 す る 事 由					

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること（住民票の写し、運転免許証等の変更事項を確認できる資料を持参）。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、添付すること。
 - 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの2枚を添付すること（裏面に氏名と撮影年月日を記載）。

別記様式第26号（第14条関係）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 資 格 者 証 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

㊦

申 請 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県			
		電 話 () ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女	写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)
	生 年 月 日	年 月 日生			
勤 務 先 其 他 の 連 絡 先	電 話 () ー				
資 格 者 証	番 号	第 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日			
再 交 付 を 申 請 す る 事 由					

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、添付すること。
 - 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの2枚を添付すること（裏面に氏名と撮影年月日を記載）。

別記様式第27号（第15条関係）

熊公委達第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住 所)

(氏 名) 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第 号）
の返納を命ずる。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を熊本県公安委員会に返納しなければならない。

(教示事項)

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部交通指導課
電話（096）381-0110

備考 返納命令処分に係る聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。